

電気通信施設点検業務積算基準（案）新旧対照表

旧 令和元年12月	新(改定) 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">電気通信施設点検業務積算基準（案）</p> <p>1 適用範囲 国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業(官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全局及び道路局の所掌に属するものに限る。)に係る電気通信施設の点検業務(別途点検基準等に定められた点検周期に基づいて点検を行い、各種施設の運用状態を報告する業務。以下「点検業務」という。)の費用を算定する場合は、この基準に定めるところによる。</p> <p>2 点検業務費の構成 点検業務費の構成は、以下のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[点検業務費] --- B[点検業務価格] A --- C[消費税相当額] B --- D[直接費] B --- E[間接費] D --- F[労務費] D --- G[材料費] D --- H[直接経費] D --- I[技術管理費] E --- J[諸経費] F --- K[直接人件費] F --- L[賃金] H --- M[機械経費] H --- N[旅費交通費] H --- O[安全費] H --- P[その他] </pre> </div> <p>2-1 直接費 直接費は、次の項目について計上する。 (1) 労務費 (イ) 直接人件費 当該点検業務に従事する点検技術者・点検技術員の人件費で、その基準日額は別に定めるところによる。 (ロ) 賃金</p>	<p style="text-align: center;">電気通信施設点検業務積算基準（案）</p> <p>1 適用範囲 国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業(官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全局及び道路局の所掌に属するものに限る。)に係る電気通信施設の点検業務(別途点検基準等に定められた点検周期に基づいて点検を行い、各種施設の運用状態を報告する業務。以下「点検業務」という。)の費用を算定する場合は、この基準に定めるところによる。</p> <p>2 点検業務費の構成 点検業務費の構成は、以下のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>2-1 直接費 直接費は、次の項目について計上する。 (1) 労務費 (イ) 直接人件費 当該点検業務に従事する点検技術者・点検技術員の人件費で、その基準日額は別に定めるところによる。 (ロ) 賃金</p>	

電気通信施設点検業務積算基準（案）新旧対照表

旧 令和元年12月	新(改定) 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>当該点検業務に従事するのに要する直接人件費以外の労務費用である。</p> <p>(2) 材料費 当該点検業務を実施するのに要する材料の費用である。</p> <p>(3) 直接経費</p> <p>(イ) 機械経費 当該点検業務を実施するのに要する測定機器等の費用である。 その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に準ずる。</p> <p>(ロ) 旅費・交通費 当該点検業務を実施するのに要する点検技術者、点検技術員の旅費・交通費である。 その算定は、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国土交通省所管旅費取扱規則」及び、「国土交通省日額旅費支給規則」に準ずる。 日当、普通日額旅費及び滞在日額旅費の積算は、消費税及び地方消費税抜きの金額で計上するものとする。</p> <p>(ハ) 安全費 当該点検業務における安全対策に要する費用である。</p> <p>(ニ) その他 人員輸送、機材運搬、及び当該点検業務を実施するのに必要な仮設備等に要する費用とする。 その算定は、積み上げ計上とする。</p> <p>(4) 技術管理費 当該点検業務を実施するのに要する技術管理の費用である。</p> <p>2-2 間接費 作業管理部門で必要とする経費であり、直接費で積算された以外の費目とし、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>2-3 一般管理費等 一般管理費及び付加利益よりなり、間接費と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、点検業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、点検業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外経費等を含む。</p>	<p>当該点検業務に従事するのに要する直接人件費以外の労務費用である。</p> <p>(2) 材料費 当該点検業務を実施するのに要する材料の費用である。</p> <p>(3) 直接経費</p> <p>(イ) 機械経費 当該点検業務を実施するのに要する測定機器等の費用である。 その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に準ずる。</p> <p>(ロ) 旅費交通費 当該点検業務を実施するのに要する点検技術者、点検技術員の旅費交通費である。 その算定は、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国土交通省所管旅費取扱規則」及び、「国土交通省日額旅費支給規則」に準ずる。 日当、普通日額旅費及び滞在日額旅費の積算は、消費税及び地方消費税抜きの金額で計上するものとする。</p> <p>(ハ) 安全費 当該点検業務における安全対策に要する費用である。</p> <p>(ニ) その他 人員輸送、機材運搬、及び当該点検業務を実施するのに必要な仮設備等に要する費用とする。 その算定は、積み上げ計上とする。</p> <p>(4) 技術管理費 当該点検業務を実施するのに要する技術管理の費用である。</p> <p>2-2 間接費 作業管理部門で必要とする経費であり、直接費で積算された以外の費目とし、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>2-3 一般管理費等 一般管理費及び付加利益よりなり、間接費と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、点検業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、点検業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外経費等を含む。</p>	<p>記載の統一</p>

電気通信施設点検業務積算基準（案）新旧対照表

旧 令和元年12月	新(改定) 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>2-4 消費税相当額 消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p> <p>2-5 点検業務費の積算方式 (1) 点検業務費 点検業務費は、次式によって積算する。 点検業務費＝(直接費)＋(間接費)＋(一般管理費等)＋(消費税相当額) ＝(直接費)＋(諸経費)＋(消費税相当額) ＝(直接費)×{1＋(諸経費率)}＋(点検業務価格×消費税率)</p> <p>(2) 諸経費 諸経費は、別表第1又は別表第2により直接費毎に求められた諸経費率を当該直接費に乗じて得た額とする。</p> <p>2-6 材料費等の価格等の扱い 点検業務価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税及び地方消費税相当分を含まないものとする。</p>	<p>2-4 消費税相当額 消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p> <p>2-5 点検業務費の積算方式 (1) 点検業務費 点検業務費は、次式によって積算する。 点検業務費＝(直接費)＋(間接費)＋(一般管理費等)＋(消費税相当額) ＝(直接費)＋(諸経費)＋(消費税相当額) ＝(直接費)×{1＋(諸経費率)}＋(点検業務価格×消費税率)</p> <p>(2) 諸経費 諸経費は、別表第1又は別表第2により直接費毎に求められた諸経費率を当該直接費に乗じて得た額とする。</p> <p>2-6 材料費等の価格等の扱い 点検業務価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税及び地方消費税相当分を含まないものとする。</p>	

電気通信施設点検業務積算基準（案）新旧対照表

旧 令和元年12月	新(改定) 朱書き修正	改定主旨・根拠																																								
<p>3 標準歩掛</p> <p>標準歩掛は、別紙「電気通信施設点検業務標準歩掛表」によるものとする。</p> <p>別表第1</p> <p>(1) 諸経费率標準値</p> <table border="1" data-bbox="219 499 1228 814"> <thead> <tr> <th>直接費</th> <th>50万円以下</th> <th colspan="2">50万円を超え 1億円以下</th> <th>1億円を 超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>75.1%</td> <td>162.23</td> <td>-0.1239</td> <td>39.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算出式</p> $Z = A \times \left(\frac{X}{1,000}\right)^b$ <p>Z : 諸経费率(単位:%) X : 直接費 (単位:円) A, b; 変数値</p> <p>ただし、諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。</p> $y = X \times \frac{Z}{100}$ <p>y : 諸経費 (単位:円)</p>	直接費	50万円以下	50万円を超え 1億円以下		1億円を 超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	75.1%	162.23	-0.1239	39.0%	<p>3 標準歩掛</p> <p>標準歩掛は、別紙「電気通信施設点検業務標準歩掛表」によるものとする。</p> <p>別表第1</p> <p>(1) 諸経费率標準値</p> <table border="1" data-bbox="1492 499 2502 814"> <thead> <tr> <th>直接費</th> <th>50万円以下</th> <th colspan="2">50万円を超え 1億円以下</th> <th>1億円を 超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>75.1%</td> <td>162.23</td> <td>-0.1239</td> <td>39.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算出式</p> $Z = A \times \left(\frac{X}{1,000}\right)^b$ <p>Z : 諸経费率(単位:%) X : 直接費 (単位:円) A, b; 変数値</p> <p>ただし、諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。</p> $y = X \times \frac{Z}{100}$ <p>y : 諸経費 (単位:円)</p>	直接費	50万円以下	50万円を超え 1億円以下		1億円を 超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	75.1%	162.23	-0.1239	39.0%	
直接費	50万円以下	50万円を超え 1億円以下		1億円を 超えるもの																																						
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																						
		A	b																																							
率又は変数値	75.1%	162.23	-0.1239	39.0%																																						
直接費	50万円以下	50万円を超え 1億円以下		1億円を 超えるもの																																						
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																						
		A	b																																							
率又は変数値	75.1%	162.23	-0.1239	39.0%																																						

電気通信施設点検業務積算基準（案）新旧対照表

旧 令和元年12月	新(改定) 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: right;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">電気通信施設点検業務 標準歩掛表</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 本歩掛は、「電気通信施設点検基準(案)」に基づき点検業務を行う場合の標準歩掛を示すもので、必ずしもすべてについて適用し得るものではなく、実際の運用に当たっては、この標準歩掛を基準にして、次のような諸条件を勘定して歩掛を決定するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア、点検対象物件の地形及び立地条件 イ、点検業務等仕様の内容 ウ、その他特殊条件</p> <p>(2) 本歩掛は、点検1回当たりの人員である。</p> <p>(3) 1組とは機器標準仕様書において、現用機及び予備機について構成されるものをいう。なお現用機のみの場合、本歩掛の60%とする。</p> <p>(4) 本歩掛には、点検業務を行う場合に、必要な通常の準備及び跡片づけを含むものとする。</p> <p>(5) 対向を必要とする場合は、実状に合わせて、別途算出するものとする。</p> <p>(6) 点検業務における無線局間等の移動時間については、別途積算し、必要な人員を計上するものとする。</p> <p>(7) 交通誘導警備員、高所作業車(リフト車)、橋梁点検車、交通誘導用機材が必要な場合は、別途計上するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、交通誘導用機材については、現場条件又は交通管理者からの指示等で使用する特 殊なものに限り計上することとし、発注者と受注者の協議により計上するものとする。</p> <p>2. 標準歩掛(案)</p> <p style="padding-left: 20px;">別紙のとおり</p>	<p style="text-align: right;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">電気通信施設点検業務 標準歩掛表</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 本歩掛は、「電気通信施設点検基準(案)」に基づき点検業務を行う場合の標準歩掛を示すもので、必ずしもすべてについて適用し得るものではなく、実際の運用に当たっては、この標準歩掛を基準にして、次のような諸条件を勘定して歩掛を決定するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア、点検対象物件の地形及び立地条件 イ、点検業務等仕様の内容 ウ、その他特殊条件</p> <p>(2) 本歩掛は、点検1回当たりの人員である。</p> <p>(3) 1組とは機器標準仕様書において、現用機及び予備機について構成されるものをいう。なお現用機のみの場合、本歩掛の60%とする。</p> <p>(4) 本歩掛には、点検業務を行う場合に、必要な通常の準備及び跡片づけを含むものとする。</p> <p>(5) 対向を必要とする場合は、実状に合わせて、別途算出するものとする。</p> <p>(6) 点検業務における無線局間等の移動時間については、別途積算し、必要な人員を計上するものとする。</p> <p>(7) 交通誘導警備員、高所作業車(リフト車)、橋梁点検車、交通誘導用機材が必要な場合は、別途計上するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、交通誘導用機材については、現場条件又は交通管理者からの指示等で使用する特 殊なものに限り計上することとし、発注者と受注者の協議により計上するものとする。</p> <p>2. 標準歩掛(案)</p> <p style="padding-left: 20px;">別紙のとおり</p>	